

# 藤沢市の市民活動の推進を目指して

## 藤沢市市民活動推進検討委員会報告書

2001年（平成13年）3月

藤沢市市民活動推進検討委員会

## 目 次

はじめに	1
市民活動推進に向けての基本的な考え方	1
1 基本理念	1
2 市民活動と行政の協働によるまちづくりの方針・目標	2
3 市民活動の考え方	2
藤沢市の市民活動及び市民活動支援の現状と課題	3
1 市民活動団体の現状分析	3
2 市内の公共施設の現状と課題	3
3 市の市民活動支援の現状	4
4 市民活動支援フォーラム参加者の意見	4
総合的推進方策について	4
1 藤沢らしさの展開	5
2 市民活動推進方策の考え方	5
3 具体的な市民活動推進方策	6
(仮称)藤沢市市民活動サポートセンターについて	7
1 目的	7
2 利用者	7
3 役割・機能	8
4 運営	10
(仮称)藤沢市市民活動推進条例について	11
1 推進条例の必要性	11
2 推進条例の基本的な考え方	12
3 推進条例の骨子	12
おわりに	12
(仮称)藤沢市市民活動推進条例の骨子	13
付図1 市民活動の概念図ーその多様性	14
付図2 市民活動サポートセンター運営及び市民活動推進関連図	15
資料	
1 藤沢市の市民活動支援の概要	17
2 藤沢市内の公共施設利用状況等一覧表	18
3 藤沢市の市民活動(市民活動団体実態調査の概要)	19
4 市民電子会議室「市民活動を応援する会議室」の意見概要	25
5 市民活動用語集	32
6 他市の市民活動支援策条例逐条比較(横須賀市作成)	33
7 藤沢市市民活動推進検討委員会設置要綱	40
8 藤沢市市民活動推進検討委員会の検討経過	41
9 藤沢市市民活動推進検討委員会委員名簿	43

## はじめに

市民活動推進検討委員会では、2000年（平成12年）9月12日に委員会が発足してから12回にわたり検討を重ねてきた。市から依頼された検討課題は、多様な分野で活躍する市内の市民活動に対する、市民活動の総合的な支援方策のあり方、（仮称）藤沢市市民活動支援条例の制定について、（仮称）藤沢市市民活動サポートセンターの設置についての3項目であった。

この3項目を検討するにあたり、藤沢市市民活動団体実態調査報告書にもとづく市内の市民活動団体の現状分析、市の市民活動支援の現状分析、横浜市、横須賀市及び鎌倉市の市民活動支援施設の視察を行うとともに、2001年（平成13年）1月13日には、市民活動支援フォーラムを開催し、当委員会の中間報告書をもとに、市民との意見交換を行った。そのほか、市民電子会議室に設けられた「市民活動を応援する会議室」において、インターネットを利用した市民同士の意見交換も検討の参考にしてきた。

こうした経過をふまえ、当委員会では、本市の今後の市民活動を展望し、必要な方策等を検討してきた。この検討の過程で、市から依頼された市民活動に対する支援という視点だけではなく、これからの本市の市民活動の推進という視点から報告書をまとめる必要性を感じた。そのため、検討結果については、この視点から取りまとめたものである。

## 市民活動推進に向けての基本的な考え方

### 1 基本理念

これまでの日本の社会の営みの多くは、行政と企業が中心となっていて行われてきた。しかし、変化の激しい今日の社会において、行政や企業になじまない様々な問題が発生してきた。

一方、右肩上がりの経済成長時代が終わり、その継続的な発展が難しい状況の下、行政に任せてさえいれば安穏な生活が送れる時代も終わり、行政も企業も時代の動きに対応した変化が求められるとともに、市民も受身・抗議の運動から、参加・創造の活動へ変化していくことが求められている。

以上のような時代の歴史的潮流の中で、市民も参加主体となり、行政との協働により、社会の様々な問題解決のための役割分担をして、社会の求める新しいサービスを生み出していくことが必要となってきた。この報告では、そのような活動を推進し、心豊かな社会の実現に資することを基本理念とする。

## 2 市民活動と行政の協働によるまちづくりの方針・目標

市では、「市民が主体のまちづくり」に向けて、「様々な分野で活動している市民団体やグループが、新たな展開に向けた情報交換や交流により連携するためのネットワーク化の支援」と「非営利活動市民団体（法人も含む）の自主性、自立性を最大限に尊重し、研修、学習、交流の場の提供と、市民と行政の協働システムの確立」の実現のために、「すべての市民が協働してすすめるまち」を『ふじさわ総合計画2020』の基本目標の一つに掲げている。

そこで当委員会では、市民活動を「まちづくりのパートナー（協働関係）」と明確に位置付けるとともに、市は市民活動の自主性・自立性を最大限に尊重し、これを損ねることのないよう配慮しながら、その活動環境を整えるため、総合的な推進方策を定めて、より効果的な協働体制づくりに向けて取り組んでいくことが重要と考える。

当委員会では、「湘南の海に開かれた生涯都市藤沢」にふさわしい、魅力的で豊かなまちを実現することを目標として、市民による自立的・自発的な活動と行政の責任ある施策の推進との協働によるまちづくりを基本的な考え方とする。

## 3 市民活動の考え方

市民活動を広義に捉えれば、市民の自主的な参加と支援によって行われる、あらゆる分野における多様な「自発的活動」のことであり、狭義には、特にそのうち、「公益的・社会的な活動」ということができる。（別紙付図1「市民活動の概念図ーその多様性」14ページ参照）

いずれも心豊かな社会を実現していくうえで必要な活動であるといえるし、その活動の推進のためには一定の支援も必要だといえる。そのために、現在、市では、十分条件を満たすとはいえないまでも、公民館サークルや文化・芸術・スポーツ等の社会教育団体が主な利用対象となるコミュニティ施設が各地区に設置されている。

しかし、行政との協働によるまちづくりという意味において、後者の「公益的・社会的な活動」のさらなる推進が、今、強く求められているが、その活動の拠点となるような支援施設はほとんどない。

そこで、当委員会では、市民活動の総合的推進方策については、広義の市民活動を対象としてとらえ、（仮称）藤沢市市民活動サポートセンターについては、狭義の市民活動のさらなる推進に資する場とすることが重要であると考えます。

（注）ここでいう「公益」とは、営利を目的とせず、広く社会全般の利益、あるいは、不特定多数の者の利益を意味する。

## 藤沢市の市民活動及び市民活動支援の現状と課題

当委員会では、市民活動推進方策を検討するにあたり、以下の4項目について、市民活動の現状と課題の整理を行った。

### 1 市民活動団体の現状分析

市民活動推進方策を検討するため、市では2000年（平成12年）8月に市民活動団体実態調査を行った。調査対象は、社会教育関係団体、ボランティア団体、スポーツ団体、青少年団体及び特定非営利活動法人等の1,584団体であり、そのうち1,072団体から回答があった。

- (1) 主な活動分野では、文化・芸術・スポーツが62%と多く、主な活動目的では、親睦・交流が最も多かった。これは、調査対象にサークルを中心とする公民館登録団体が多かったことによるものと思われる。
- (2) 活動地域は市内全域に比べて各地区内が多く、打ち合わせ場所は、公民館や市民の家等の施設利用が83%、活動回数は月1～2回が40%、週1回が25%であり、52%が平日昼間に活動している。

### 2 市内の公共施設の現状と課題

- (1) 市内には、地区や学区ごとに設置されているコミュニティ施設（公民館、市民の家など）や広域施設（青少年会館や各種スポーツ施設など）等の市民が利用できる様々な公共施設が設置されており、活発な活動が行われている。
- (2) コミュニティ施設は、数的には充足されていると思われるが飽和状態にあるところもあり、利用申し込みに際しては、抽選等がある。また、印刷機等は設置されてはいるものの、一般のサークルへの利用が制限されている場合もある。
- (3) 一方、広域施設については、利便性や広さの面で不十分な施設も多く、施設整備に対する市民活動団体の希望も多い。
- (4) 市民活動団体実態調査によると、（仮称）藤沢市市民活動サポートセンターへの希望としては、いつでも自由に使えるスペースや作業スペースの確保を要望する声などと合わせ、既存のコミュニティ施設である公民館等に市民活動団体が利用できるスペースがほしいという要望や、両施設の使い分けができればよいとする要望などがあった。
- (5) 公共施設における施設の当日申込みと即日利用及び夜間や休日の印刷機等の利用の希望が多い。
- (6) 収益事業を行っているという理由で公共施設の利用が有料になっている例もあり、事業収入を得ている特定非営利活動法人（NPO法人）等の団体の中には、公共施設の利用に支障が出ることへの懸念もある。

### 3 市の市民活動支援の現状

- (1) 藤沢市では、市民活動団体に対し、活動促進、相談、場所の提供、資金援助、情報提供、人材育成等の様々な支援策を行っており、他市に比較して決して劣るものではない。(別紙「藤沢市の市民活動支援の概要」17ページ参照)
- (2) 主な支援分野は、福祉、青少年、公民館等の生涯学習などである。
- (3) ただし、支援は、各課ごとに行われており、行政間の横の連絡が十分でない。
- (4) しかも、厳しい財政状況の中で、多額の予算措置を伴う支援方策の実施は難しい。

### 4 市民活動支援フォーラム参加者の意見

#### (1) 市民活動の範囲について

広域的で公共的な社会貢献活動とは、どういうものが明確にしてほしい。

市民活動の範囲は、できるだけ広く考えてほしい。

すべての市民活動をひとくくりにしないでほしい。

支援すべき市民活動は、広義にとらえるべきである。ただし、(仮称)藤沢市市民活動サポートセンターの支援対象は絞るべきである。

#### (2) 市民事業について(別紙付図1「市民活動の概念図ーその多様性」14ページ参照)

市民事業の位置付けが必要である。市民事業を地域に浸透させる方策を明確にしてほしい。

非営利団体が事業を発展させようとするれば、収益を得る必要がある。収益事業を行うということだけで、企業と同じ扱いにするというのはおかしい。

#### (3) 行政の支援体制について

縦割り行政の解消をしてほしい

行政内部職員の意識改革と活性化を進めてほしい。

活動している市民側に立って、行動、提案、改善してほしい。

その他、(仮称)藤沢市市民活動サポートセンターに関する意見は、サポートセンターの項に記載している。

## 総合的推進方策について

現在、藤沢市内では、様々な分野において自発的な市民活動が活発に行われている。これからのまちづくりを進めるうえで、この市民活動に対する期待は、ますます大きくなっていくものと思われる。

そのため、先に述べた市民活動の現状と課題を踏まえ、市民に最も身近な地方公共団体として、市が市民活動促進のための総合的な推進方策を積極的に進めること

は、大変重要なことである。本市の特性を生かした総合的推進方策として考えられる内容は、次のとおりである。

## 1 藤沢らしさの展開

### (1) 豊富な施設資源の有効活用

市内には、公民館が13館、市民の家が各小学校区に37カ所あり、活発な市民活動を生み出してきた。また、全市的施設として、青少年会館2箇所、学習文化センター、ボランティアセンター、各種スポーツ施設等がある。

これらの豊富な施設資源について、コミュニティ施設と広域施設として位置付けを整理し、連携を図ることにより、さらに有効な活用が期待できる。

### (2) 地区ごとの活動支援

市内13地区には、暮らし・まちづくり会議があり、地域の課題解決に向けた新たな地域づくり活動や市民の組織を創り出している。こうした各地区ごとの市民活動に対するきめ細かい支援方策を充実させることは、地区活動及び市全体の市民活動の発展につながる。

### (3) 市民電子会議室のノウハウの活用

本市は、全国に先駆けて、インターネットを活用した情報・意見交換システムとして市民電子会議室を実施してきた。開始から4年が経過し、システムは改良され、運営のノウハウも蓄積されている。こうしたシステムやノウハウは、今後の市民活動の情報収集・発信及び市民活動団体の情報化支援に大いに活用すべきである。

### (4) 行政改革と民間活力の導入

市が2001年度（平成13年度）から取り組む第二次行政改革大綱には、公共サービスの範囲、役割分担のあり方を見直し、市民活動団体（NPO等）や民間事業者等の民間活力の導入により、簡素で効率的な行政運営の実現を目指すことが掲げられている。市と市民活動団体が、新たな協働関係を構築することが求められている今日、市民活動団体が行政と対等に公共領域に参入する機会を拡充すべく、市の行政改革の取り組みを推し進めるべきである。

## 2 市民活動推進方策の考え方

市における市民活動を総合的に推進する方策については、次のような点に留意して進める必要がある。

### (1) 多様な市民活動への対応

多種多様な市民活動が活発に展開できるようにするためには、総合的な情報提供と市民ニーズに迅速に、的確に対応できる方策が必要である。また、市民活動を事業化したり、市民事業を活性化するための方策も必要である。

### (2) 分野を横断した効果的な連携

本市には、様々な中間支援組織として、社会福祉協議会（ふじさわボランティアセンターを含む）、青少年協会、産業振興財団、スポーツ振興財団などがある。これらの組織の効果的な連携が図られれば、市民活動に対するより大きな支援が期待できる。そのためには、縦割り行政による弊害をなくす必要があるので、現状の市の市民活動支援方策を見直し、情報の共有化や行政内部の推進体制の強化を図り、様々な課題に対して、迅速に対応できる体制づくりが必要である。

#### (3) パートナーシップを促進できる推進方策

市民活動を推進するためには、分野と立場を超えた団体間の交流を促進する必要がある。さらに、行政、企業、市民活動団体等の橋渡しをするコーディネート機能の強化が必要である。また、大学（学生）もまちづくりや市民活動へ積極的に参加できるような環境づくりが大切である。

#### (4) 広域的支援と地域的支援の展開

様々な市民活動を推進するためには、基盤づくりが必要である。この基盤整備は、広域的支援と地域的支援を視野に入れて、同時に進める必要がある。

広域的支援は、市民活動団体が発展しやすい環境づくりを進めるため、その拠点として、新たに（仮称）市民活動サポートセンターを設置し、幅広く様々な分野の公益的・社会的な活動を支援する必要がある。

地域的支援は、地域の多様な活動を進めるための環境づくりとして、既存のコミュニティ施設の充実を図る必要がある。この場合、社会教育的な視点のみならず、公益性を持つ、社会的活動への支援も視野に入れ、多様な市民活動団体が利用しやすいように、利用のルール等の見直しを図ることも必要である。

#### (5) 行政資源の有効な活用

市民活動の推進のため、いわゆる「人、物、金、情報」という限られた行政資源は、効率的に活用する必要がある。あわせて、市民活動が自立するための資金助成事業を将来的な視野に入れて、検討することも必要である。

### 3 具体的な市民活動推進方策

前項の考え方に基づき、具体的な市民活動推進方策として、市は、次のような取り組みを早急に進める必要があると考える。

#### (1) 市民活動推進に関する行政の総合窓口の設置

国、県、市及び市の外郭団体（中間支援組織）等が行う市民活動支援メニューを有効に活用するため、各種施策を把握し、広く市民に紹介できるよう、市の総合窓口機能を整備する必要がある。各種支援メニューは、ガイドブックとして配布するほか、インターネットによる情報提供も不可欠である。

#### (2) 市が実施している市民活動支援事業の把握と調整

市は、市民活動支援事業を一元的に把握し、支援内容、支援基準、課題、助



成金のあり方等を総合的に調整し、各課や外郭団体（中間支援組織）との連携のとれた支援を推進することが必要である。そのため、庁内に協議機関を設置し、ノウハウの共有化を図るなどして、市の一貫した支援体制をとる必要があり、あわせて、職員向け市民活動支援マニュアル等の作成も検討する必要がある。

#### (3) 市が財政支援する市民活動団体の情報公開・評価

市が財政的に支援している市民活動団体の情報を市民に公開し、市民の意見をもとに、支援団体の選定、成果の把握及び評価のしくみをつくる必要がある。

#### (4) 市民活動団体のネットワークのための環境整備

市は、市民活動情報の収集・提供、市民活動団体相互のネットワーク化、情報交換を目的とした企画を行うための環境を整備する必要がある。

### （仮称）藤沢市市民活動サポートセンターについて

市民活動を推進するためには、拠点施設の確保が有効と考える。現在、市では、公民館サークル、文化・芸術・スポーツ等の社会教育団体が主な利用対象となっているコミュニティ施設は各地区に設置されているが、広域的で幅広く様々な分野で活動する、公益性を持つ社会的活動が拠点とできるような施設はない。

本市における（仮称）藤沢市市民活動サポートセンターのあり方については、当委員会においても活発な意見交換が行われ、様々な視点から意見が出されたが、それをもとに、基本的な考え方と具体的な内容について、次のとおり取りまとめた。

この項においては、（仮称）藤沢市市民活動サポートセンターを、以下「サポートセンター」と記している。

#### 1 目的

サポートセンターは、藤沢市及びその周辺を対象にして行われる自由で活発な市民活動が公益的・社会的活動として発展することを願い、かつ市民主体のまちづくりを推進するために、その拠点となる市民的空間と活動展開に必要な情報を提供する施設とし、現状への対応というよりも、将来に向けて新しい市民活動の動きをつくりだすことを重視して設置・運営する必要がある。

#### 2 利用者

本報告書の「市民活動推進に向けての基本的な考え方」で整理したとおり、当委員会では、市民活動と行政との協働によるまちづくりを担うことを目的として市民活動推進方策を検討したものであり、サポートセンターの利用対象となる

市民活動については、次のように考える。

地区を超えた活動、全市的な活動、あるいは市域を超えた活動など、広域的で幅広く様々な分野での公益性を持つ、社会的活動を対象とする。趣味のサークルや同好会的な活動の利用は、前提としない。なお、コミュニティレベルの活動の場については、既存のコミュニティ施設の機能の拡充を図ることが必要と考える。

既に活動している団体に限らず、今後、組織的な公益的・社会的活動を目指す個人やグループ（団体）は対象とする。個人の利用という点では、ボランティアが自主的な活動を組織化する場となることを重視しており、個々のボランティア活動をコーディネートする場としては考えない。

営利活動や宗教・政治活動の利用は、対象としない。

趣味のサークルや少人数のグループでも、今後、自分たちの活動を公益的な社会貢献活動に発展させたいと希望している団体は、利用者として考えられる。

### 3 役割・機能

サポートセンターの役割・機能については、公民館等の既存のコミュニティレベルの施設との機能分担という視点から、次のような位置付けが適切だと考える。

#### (1) 基本的な性格

広域的、公益的、社会的な活動の推進拠点

コミュニティ施設では持てないような機能を最優先する。

市民活動自立化の支援

市民活動の自発性、自立性を尊重し、自立化するまでは積極的に支援するが、その後は、各団体の独自の活動展開を促進する。

高次機能の充実

単なる「場と機材の提供」、「学習・研修機会の提供」等にとどまるのではなく、コーディネート機能、コンサルティング機能、インキュベーター機能などを充実させる。なお、必要とされるソフト面の機能については、それぞれの機能に関する専門知識やノウハウを有する団体等の自主的、自発的な活動に委ねることが望ましい。

藤沢市の地域性の反映

各地の既存の市民活動支援センターの良い点を取り入れながら、総合的な推進方策にあるように、本市の地域性を反映し、藤沢のまちの将来像を描くことができるような性格を持つことが望ましい。

#### (2) 望まれる具体的な機能

これまでの当委員会での意見交換及び市民活動支援フォーラムにおける要望

や市民電子会議室での意見をふまえ、サポートセンターには、次のような機能を持たせることが望ましいと考える。

これらの機能の実現を、市が独自に行うのか、市が市民活動団体（NPO等）に委託して行うのか、あるいは、行政に依存することなく、市民活動団体（NPO等）が独自に自発的に行うのかについては、今後の市民活動の発展状況等を勘案しながら決めていくことが重要であると考えます。

#### 場と機材の提供

必要な空間としては、オープンスペースや区切られた会議室が必要であり、設備としては、印刷機、ロッカーなどの必要な器具や備品を備える。なお、主要な駅から近く、付近に駐車場・駐輪場があるなどの利便性のある場所が望ましい。

#### 情報の収集と提供・発信

市民活動に関する情報紙の発行、市民活動団体のデータベース化、市民活動シンポジウムやフォーラム等の開催、市民活動の啓発と広く社会に訴えるPR活動、全市的な活動を広く伝えるメールマガジンの編集・発信等

#### 学習機会及び市民活動団体の相互交流機会の提供

市民活動団体のIT化を進めるためのパソコン研修、市民活動に関する研修、財務管理に関する研修等の実施。

#### 相談対応

法人格取得や活動資金獲得等マネジメントに関する相談・助言、市民活動団体の運営に関する相談・助言、個人の市民活動参加についての相談・助言等  
人材の紹介、派遣、交流

人材のデータベース化、市民活動団体への人材の紹介・派遣・交流に関する事業、市民活動団体が持っているノウハウの相互交換等

#### コーディネート機能

他の様々な中間支援組織との連携、公共サービスの受託に関するコーディネート機能、行政・議会・企業・市民・大学等とのパイプ役となるコーディネート機能、個々の市民活動のネットワーク化の推進等

#### コンサルティング機能

様々な市民活動団体の自立的な活動・運営に関する助言・コンサルティング、財務・税務・法務に関する助言、指導等のコンサルティング

#### インキュベーター機能（将来に向けての新しい動きを創り出す）

市民活動の事業化及び市民事業の活性化、市民活動団体による新規事業の起業化

#### シンクタンク機能

調査研究や行政との協働によるまちづくりに関する政策提言等

#### その他の機能

その時々様々な課題に鋭敏に対応する即時対応的な機能

### (3) 初期段階におけるサポートセンターの役割・機能

サポートセンターには、前項のような役割・機能(事業)が必要と考えるが、開設の初期段階においては、全ての機能を担うことは難しいと思われる。そこで、初期段階では、ある程度、役割、機能を絞って考える必要がある。開設当初の1～2年間に必要な役割・機能は、次のとおりである。

基本機能として

- ・場と機材の提供
- ・情報の収集と提供・発信機能
- ・学習機会及び市民活動団体の相互交流機会の提供

その他の機能については、行政とNPOとの役割分担も考えたうえで、それぞれが役割を果たすように進めていくことが重要であるとする。

## 4 運営

サポートセンターの運営については、2001年度(平成13年度)から始まる藤沢市の新しい総合計画「ふじさわ総合計画2020」の基本計画の中で、公設市民運営とされている。

これについて、各委員あるいは市民活動支援フォーラム等において、様々な意見が出されたが、当委員会としては、結論付けをせず、出された意見を各項目別に整理する形にとどめた。これらの細部については、今後設置される「サポートセンター開設委員会」の検討に委ねることとする。

### (1) 運営形態

公設市民運営が望ましい。

公設公営からスタートして、将来は、民営に移行する方法もある。

最初は、公営でスタートし、市民運営の実験をする期間があるとよい。

### (2) 市民運営を担う運営団体の決定方法

初めから市民による運営委員会をつくる。

公募制により希望団体を募り、運営組織を決定する方法が望ましい。

### (3) 市民運営を担う運営団体の要件等

運営を担う団体は、サポートセンターが育成することが重要である。開設当初からすぐには効率的な運営が望めないと思われる。

運営団体には、「人の配置」等の体制づくりが必要である。

運営団体は、様々な分野において、市民活動推進組織や行政の推進方策とも連携できることが必要である。

公設市民運営の場合、市民が有効に利用できるように、運営団体による自主的な制度や規則づくりが必要である。

正確で適切なニーズの掘り起こし、サービス提供とニーズのコーディネート及びフォローアップを継続できる機能が必要である。

将来的には、シンクタンク機能やバランスのとれた情報管理において、力量の向上が必要である。

(4) 総合的・長期的方向性

他の公共施設の設置・拡充計画などを含めて、総合的・長期的な検討も必要である。

(5) 開設に向けてのプロセス

市民活動をどう支援するのかを議論してから、サポートセンターをつくるべきである。

サポートセンターは、可能な限り早期に開設すべきである。開設に伴う様々な課題は、並行して検討を継続していく必要がある。

## (仮称) 藤沢市市民活動推進条例について

市からは、(仮称) 藤沢市市民活動支援条例の制定について検討を依頼されたが、当委員会では、藤沢市の市民活動推進の基本となるものであるため、(仮称) 藤沢市市民活動推進条例とするべきであると考え、その条例の骨子案をまとめたものである。

この項において、(仮称) 藤沢市市民活動推進条例を、以下「推進条例」と記してある。

### 1 推進条例の必要性

(1) 協働によるまちづくり

行政と市民、市民活動団体が協働してまちづくりを推進していくためには、互いの理解と協力が不可欠である。このため、基本理念や共通の目標及び役割分担等を明らかにし、市の基本姿勢を将来にわたり不変のものとするため、推進条例として制定することが必要であると考えます。

(2) 行政の支援と協働体制の構築

協働によるまちづくりを進めるためには、行政内部の業務のあり方等を見直し、市民活動を推進する環境整備を進める必要がある。こうした取り組みを実効あるものにするため市の責務を規定した推進条例が必要である。

(3) 公の施設の設置

市民活動を推進する拠点施設として、(仮称) 藤沢市市民活動サポートセンターを設置するにあたり、地方自治法の規定により設置条例が必要となる。この施設は、市民活動推進の拠点となるものであるため、設置条例と推進条例は、一体の条例として制定することが望ましいと考える。

## 2 推進条例の基本的な考え方

- (1) 市民活動を地域社会形成の主体として位置付ける。
- (2) 市民活動と行政の役割分担を明確にする。
- (3) 市の市民活動推進に関する基本方針を定める。
- (4) (仮称)藤沢市市民活動サポートセンターの設置及び運営に関する事項を定める。

## 3 推進条例の骨子

推進条例として盛り込むべき事項については、別紙のとおり骨子として取りまとめた。市は、この骨子を基本にしたうえで、今後設置される(仮称)市民活動サポートセンター開設委員会の意見も聞きながら、条例制定作業を進めるよう希望する。

## おわりに

時間的な制約もあり、必ずしも十分な審議が尽くされていない面もあるが、今後、藤沢市が目指すべき市民活動推進の基本的な方向については、明らかにできたと考えている。今後、この報告書にもとづき、市、市民及び市民活動団体等が相互に連携し、豊かさを実感できる地域社会の創造を目指して、取り組みを進められることを期待する。

(仮称)藤沢市市民活動推進条例の骨子

1 目的

市民活動推進の基本理念を定め、市の基本方針及び(仮称)市民活動サポートセンターの設置に関する事項を定めることにより、人間性豊かな地域社会の実現に寄与すること。

2 市民活動の定義

この条例の対象となる市民活動は、幅広く市民が行う多様な自発的活動をいう。

3 基本理念

市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、その自主性、自立性の尊重を基本に、市及び市民活動団体等は、それぞれの責務と役割のもと、協働して市民活動の推進に努めること。

4 市の責務

市は、基本理念に基づき、市民活動推進計画を策定し、市民活動を推進するための総合的な支援方を講じ、市民活動が活発に行われる環境づくりに努めること。

5 市民活動の役割

市民活動団体は、基本理念に基づき、自発的に活動を行うとともに、活動内容が広く市民に理解されるよう努めることが期待される。

6 市の推進方策

市は、市民活動を推進するため、活動場所の提供、情報の収集及び提供、財政的支援、その他必要な支援方策を実施すること。

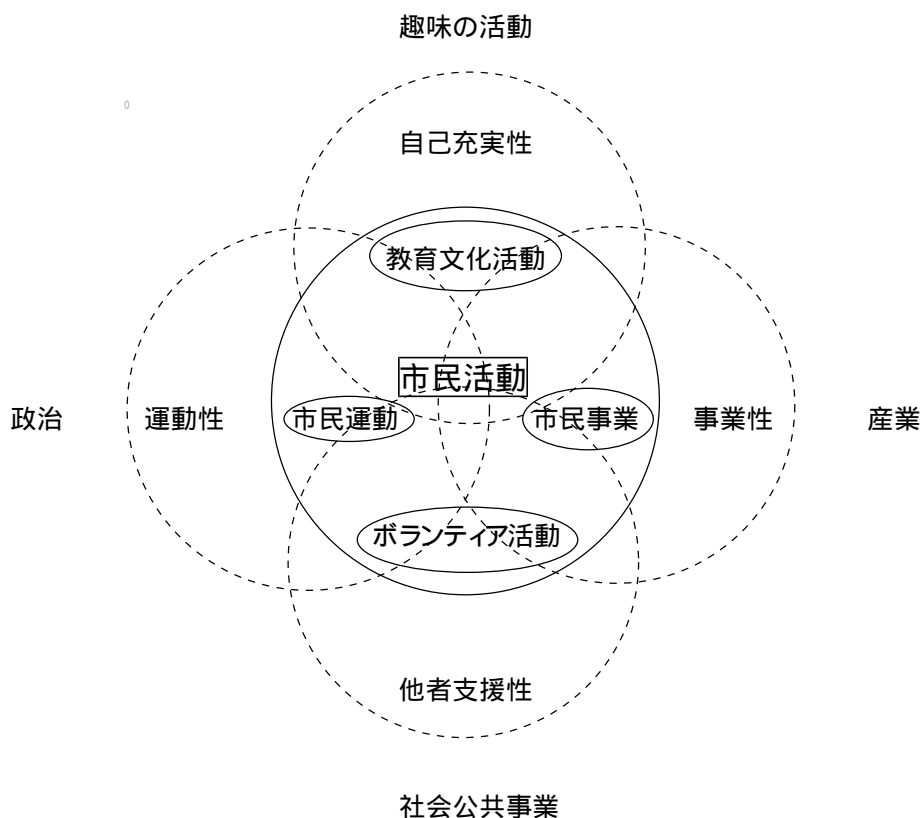
7 (仮称)藤沢市市民活動サポートセンター

4の「市の責務」の目的を達成するため、市民活動推進の拠点として(仮称)藤沢市市民活動サポートセンターを設置し、その運営及び機能(役割)等、必要な事項を定めること。

8 (仮称)市民活動推進委員会

市民活動の推進及び(仮称)藤沢市市民活動サポートセンターの運営等について、調査審議するため、学識経験者、市民活動団体関係者その他必要な者で構成する(仮称)市民活動推進委員会を設置すること。

## 市民活動の概念図－その多様性



この図は、市民活動の多様性を4つの性質として整理したもので、どの性質が強いかによって多様な性質の市民活動が存在することを示しています。

どの性質も大切なもので、市民活動の推進にあたっては、いずれの性質も排除しないことが重要です。しかし、それぞれの性質が特化すれば、それは市民活動の枠からはみ出て、他の活動になります。この特化の程度をどう判断するかが、現実には大変難しい課題になります。

運動性 = 他者に働きかけて社会を変えていこうとする性質

市民運動 特化すると政党等の政治活動に

事業性 = 財やサービスを提供して対価を得ようとする性質

市民事業 特化すると企業等の産業活動に

自己充実性 = 自分自身の生活を豊かにしようとする性質

教育文化活動 特化すると個人やサークルの趣味の活動に

他者支援性 = 自己を犠牲にしても他者の生活を豊かにしようとする性質

ボランティア活動 特化すると行政の担うべき社会公共事業に



付図 2

市民活動サポートセンター運営及び市民活動推進関連図

